

関係者各位

2026年2月14日

該非判定書

株式会社アートレイ
代表取締役 小森 活美



東京都杉並区高円寺北1-17-5
上野ビル4F
TEL:03-3389-5488

下記製品について、輸出貿易管理令別表第1の第1項から第15項における判定結果をご連絡いたします。

記

貨物名	ハンディタイプ InGaAs近赤外線カメラ
型番	ARTCAM-008TNIR-HANDY
輸出貿易管理令 別表第1 判定項番	10の項(2) 該当 10の項(4) 該当
判定資料	項目別対比表 添付

- 本判定書は、最新(令和8年2月14日施行)の改正政省令に基づいて発行されております。
- 輸出貿易管理令別表第2は対象外です。

以上

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

2026.02.14施行省令等対応

(2/3)

別1項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 10-(2) 光検出器若しくはその冷却器若しくは部分品 又は光検出器を用いた装置 (2及び15の項の中欄に掲げるものを除く。)	注 釈	判 定 欄	記 入 欄
[省令] 第9条 輸出令別表第1の10の項の 経済産業省令で定める仕様のものは、 次のいずれかに該当するものとする。			該 当 ○ 非該当 × 対象外 -	
三 光検出器又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの				
ニ 宇宙用に設計していないフォークルプレーンアレーであつて、 次の(一)及び(二)に該当するもの				
(一) 次のいずれかに該当するもの				
(二) 次のいずれかに該当するもの				
1 白金シリコンを用いたものであつて、 素子の数が10,000未満のもの			[○]	数値 ()
2 イリジウムシリコンを用いたもの			[-]	
3 アンチモン化インジウム又はセレン化鉛を用いたもの			[-]	数値 ()
であつて、素子の数が256未満のもの		ひ		
4 砒化インジウムを用いたもの		※砒	[-]	
5 硫化鉛を用いたもの		ひ	[-]	
6 砒化インジウムガリウムを用いたもの		※砒	[○]	
7 テルル化水銀カドミウムを用いたスキヤニングアレー であつて、次のいずれかに該当するもの			[-]	
一 同一検出素子内に時間遅延及び積分機能を有していない ものであつて、素子の数が30以下のもの			[-]	数値 ()
二 同一検出素子内に時間遅延及び積分機能を有するもので あつて、素子の数が9以下のもの			[-]	数値 ()
8 テルル化水銀カドミウムを用いたステアリングアレー であつて、素子の数が256未満のもの			[-]	数値 ()
9 砒化ガリウム又は砒化アルミニウムガリウムを用いた量子 井戸フォークルプレーンアレーであつて、 素子の数が256未満のもの		ひ	[-]	数値 ()
10 熱型フォークルプレーンアレーであつて、 素子の数が8,000未満のもの		※砒	[-]	数値 ()
11 要素素子を一次元に配列したものであつて、それぞれの 要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するものうち、 要素素子の数が4,096以下のもの			[-]	数値 ()
12 要素素子を二次元に配列したものであつて、それぞれの 要素素子が400ナノメートル超900ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するものうち、 一方向の最大の要素素子の数が4,096以下であり、 かつ、すべての要素素子の数が250,000以下のもの			[-]	数値 (1500~1650nm) 数値 (320) 数値 (81,920)

輸出貿易管理令 別表第1 項目別対比表 (該非判定用)

2026.02.14施行省令等対応 (1 / 1)

貨物名: ハンディタイプ InGaAs近赤外線カメラ
メーカー名: 株式会社アートレイ
型及び銘柄: ARTCAM-008TNIR-HANDY

別1項番	次に掲げる貨物であつて、 経済産業省令で定める仕様のもの 10 - (4) 電子式のカメラ又はその部分品 (2の項の中欄に掲げるものを除く。)
------	--

[省令] 第9条 輸出令別表第1の10の項の 経済産業省令で定める仕様のもの、 次のいずれかに該当するものとする。	ハ 電子式のカメラ又はその部分品であつて、 次のいずれかに該当するもの
イ 次のいずれかに該当するもの	(一) 第三号ロに該当するイメージ増強管を組み込んだものであつて 次のいずれかに該当するもの 1 水中用に設計していないもの 2 水中用に設計したもの
(二) 第三号ホに該当するフォーカルプレーンアレーを組み込んだ ものであつて次のいずれかに該当するもの 1 水中用に設計していないもの 2 水中用に設計したもの	(三) 第三号イ又は第十四条第七号に該当する固体の光検出器を 組み込んだもの
ロ 次のいずれかに該当するもの (イに該当するものを除く。)	(一) 削除 (二) 削除 (三) 電子式のストリークカメラであつて、 時間分解能が50ナノ秒未満のもの (四) 電子式のフレーミングカメラであつて、撮影速度が1秒につき 1,000,000こまを超えるもの (五) 電子式のカメラであつて、次の1及び2に該当するもの 1 シンタックス速度が1マイクロ秒未満のもの 2 信号の読出速度が1秒につき125こまを超えるもの (六) モジュール式の構造を有する電子式のカメラ、 ((三) から (五) までに該当するものに限る。) のために特に設計したプラグインユニット であつて、(三) から (五) までのいずれかに該当するものが有 する機能に到達させることができるもの (七) 固体撮像素子を組み込んだビデオカメラであつて、 10ナノメートル超30,000ナノメートル以下の 波長範囲で最大感度を有するもののうち、 次の1から3までのいずれかに該当し、かつ、 4から6までのいずれかに該当するもの 1 白黒撮影用のものであつて、固体撮像素子の有効画素数が 4,000,000を超えるもの (八) 第九号イに該当するレンズを有するもの 2 3の固体撮像素子を組み込んだカラー撮影用のものであつて、 それぞれの固体撮像素子の有効画素数が4,000,000を 超えるもの 3 1の固体撮像素子を組み込んだカラー撮影用のものであつて、 当該固体撮像素子の有効画素数が12,000,000を超えるもの 4 第九号ニに該当する光学部品の制御装置を有するもの 5 第九号ニに該当する光学部品の制御装置を有するもの 6 カメラの被写体追跡データを内部処理して画像情報 に注記できる機能を有するもの (九) スキャニングカメラ又はスキャニングカメラ装置であつて、 次の1から3までのすべてに該当するもの 1 10ナノメートル超30,000ナノメートル以下の波長範囲で 最大感度を有するもの 2 画素の線状に並んだ固体撮像素子を組み込んだものであつて、 8,192を越えるもの 3 1方向に機械的に走査を行うもの (十) 第三号ハ (一) に該当するイメージ増強管を組み込んだもの (十一) 第三号ニに該当するフォーカルプレーンアレーを組み込んだもの

注 釈	判 定 欄	記 入 欄
	該 当 ○ 非該当 × 対象外 -	InGaAsセンサを搭載した アナログNTSC出力対応 ハンディタイプカメラ
-11条	[○]	
	[-]	
]告示貨物	[-]	
	[-]	
]告示貨物	[-]	
	[-]	
]告示貨物	[-]	
]除外	[○] 《 》	
	[-]	数値 ()
	[-]	数値 ()
	[×]	数値 (16667マイクロ秒)
	[×]	数値 (60.00こま)
	[-]	
	[×]	数値 (1500~1650nm)
	[×]	数値 (81,920)
	[-]	数値 ()
	[-]	数値 ()
	[-]	数値 ()
	[×]	
	[-]	数値 ()
	[-]	数値 ()
	[○]	
	判定結果	該 当

作成年月日	2026年2月14日
作成責任者	
会社名	株式会社アートレイ
所属・役職	技術部
(フリガナ)	
氏名	小川 亮
電話	03 (3389)5488 (代表)



該当項番	
① 輸出令別表第1の項番 10(4)]
② 貨物等省令の条項号等の番号等 [第9条第八号ロ (十)]
]

* 告示貨物=貨物等省令第9条第八号イ (一) 1、(二) 1又は(三)